

内閣参質一八〇第一四五号

平成二十四年六月二十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員藤井基之君提出医療関係職種等の勲章受章に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤井基之君提出医療関係職種等の勲章受章に関する質問に対する答弁書

一について

勲章は、「勲章の授与基準」（平成十五年五月二十日閣議決定。以下「基準」という。）に従って授与するものであり、このうち、お尋ねにある春秋叙勲において授与する勲章の受章者の選考に関しては、「勲章及び文化勲章各受章者の選考手続について」（昭和五十三年六月二十日閣議了解）において、各省大臣等が「春秋叙勲候補者推薦要綱」（平成十五年五月十六日内閣総理大臣決定）に基づき候補者を内閣総理大臣に推薦し、内閣総理大臣は当該候補者について審査を行い、勲章の授与について閣議の決定を求めることとされている。なお、御指摘の「受章候補者は特定の団体等を経由して推薦される」の意味するところが必ずしも明らかではないが、各省大臣等は、内閣総理大臣に推薦する候補者を選考するに当たり、当然のことながら、必要に応じて、地方公共団体、関係団体等から幅広く情報収集を行っているところである。

春秋叙勲において授与する勲章の受章者の予定数は、同要綱において毎回おおむね四千名とされており、その内訳は特に定めていない。

二について

御指摘の「医療関係職種等の受章者数にばらつきがある」の意味するところが必ずしも明らかではないが、勲章は、基準において、国家又は公共に対し功労のある者を広く対象として授与するものとしており、御指摘の「各医療関係職種等の業務内容の変化」等を含め、経済社会情勢の変化に留意しつつ、今後とも、勲章制度の適切な運用に努めてまいりたい。